

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	ひとり親家庭等医療費の資格・医療費助成の可否の決定
根拠法令及び条項	蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条、第22条、第23条
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>（対象者）</p> <p>条例第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者（第5条の2において「被保険者等」という。）とする。</p> <p>（1） 蓮田市の区域内に住所を有するひとり親家庭の父又は母及び当該父又は母が監護する児童</p> <p>（2） 蓮田市の区域内に住所を有する養育者及び当該養育者が監護する前条第3項各号に掲げる児童</p> <p>2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次に掲げる者は対象としない。</p> <p>（1） 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときの父</p> <p>（2） 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となるときの養育者</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>（2） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>（3） 規則で定める施設に入所している者</p> <p>（4） 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者</p> <p>（5） 規則で定める他の医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>（6） 日本国内に住所を有しない児童</p> <p>（所得の制限）</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の2に規定する受給者としな</p>

(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（1月から6月までの間に第5条第1項の規定により申請する者にあつては、前々年の所得。次号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この項において「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあつた年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（受給者証の交付）

条例第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等（次項において「申請者」という。）は、その家庭に属する対象者について、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（助成の範囲）

条例第6条 市長は、受給者の疾病又は負傷に係る一部負担金に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を助成する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については、助成の対象としない。

（助成の方法）

条例第7条 市長は、受給者からの申請に基づき、ひとり親家庭等医療費を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が埼玉県内の現物給付（受給者が医療機関等で一部負担金の支払を求められず、市が受給者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。第4項において同じ。）を実施する医療機関等で医療を受け、当該医療機関等から一部負担金の請求があつたときは、規則で定めるところにより、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

（届出義務）

条例第8条 ひとり親等は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときその他の規則で定めるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(条例第3条第3項第5号の規則で定める医療費助成事業)

規則第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める他の医療費助成事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 蓮田市重度心身障害者医療費助成条例(昭和58年蓮田市条例第10号)に基づく医療費の助成事業
- (2) 他の地方公共団体の制度に基づく医療費の助成事業

(条例第4条第1項の規則で定める額)

規則第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第1、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第2のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第6条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第6条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

規則第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲については、令第3条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第9条から第11条まで」とあるのは「条例第4条第1項」と、「法第9条第1項に規定する受給資格者」とあるのは「対象者」と、「含むものとする」とあるのは「含むものとし、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する費用に係る所得を含むものとする」と読み替えるものとする。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

規則第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額の計算方法については、令第4条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条まで」とあるのは、「条例第4条第1項」と読み替えるものとする。

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

規則第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅若しくは家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた日から翌年の12月31日までのひとり親家庭等医療費については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が助成された場合において、次の各号に該当するときは、その助成を受けた者は、それぞれ当該各号に規定するひとり親家庭等医療費で同項に規定する期間に係る金額の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち第9条第1項各号に掲げる児童の養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第1で定める額以上であるとき 当該被災により助成されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等のうち第9条第1項各号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第2で定める額以上であるとき 当該被災により助成されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき 前2号の規定により助成されたひとり親家庭等医療費

3 前項に規定する所得は、第1項の損害を受けた年の所得のうち、第10条に規定する範囲の所得とする。

4 令第4条第1項及び第2項の規定は、第2項に規定する所得の額の計算について準用する。この場合において、同条第1項中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条まで」とあるのは「前項」と、「その年」とあるのは「第1項の損害を受けた年の翌年」と読み替えるものとする。

（条例第5条の受給者証の交付申請等）

規則第13条 条例第5条第1項の規定により同項の受給者証の交付を受けようとするひとり親等（以下「申請者」という。）は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及びその者が監護する児童であつて、条例第3条に掲げる要件に該当するもの（以下「対象児童」という。）が医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類等

(2) 様式第2号のひとり親家庭等認定調書

(3) 申請者及び対象児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し

(4) 申請者が養育者である場合には、対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

(5) 申請者の前年の所得（1月から6月までの間に申請する者にあつては、前々年の所得。次号において同じ）の状況を証する書類

(6) 配偶者がある申請者又は条例第4条第1項第2号に規定する扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）がある申請者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類及びこれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し

(7) 様式第3号の養育費申告書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。第21条第2項において「児童扶養手当受給者等」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、申請者及び対象児童が条例第3条に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、対象者として認定し、及び当該申請に係る事項を記録するものとする。

4 市長は、前項の場合において、条例第4条第1項に掲げる要件に該当しないものと認めるとき、又は対象者が被災者であるときは、申請者に受給者証を交付するものとする。

5 条例第5条第1項に規定する受給者証は、様式第4号によるものとする。

6 市長は、第4項に規定する場合に該当しないときは、様式第5号のひとり親家庭等医療費助成停止通知書により、申請者に通知するものとする。

7 条例第5条第2項の規定による通知は、様式第6号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書により行うものとする。

（受給者証の更新日等）

規則第14条 受給者証は、毎年1月1日（次項において「更新日」という。）に更新するものとする。

2 受給者証の有効期間は、条例第5条第1項の規定による申請をした日（次項において「申請日」という。）又は更新日からこれらの日以後最初に到来する12月31日又は受給資格消滅日のうちいずれか早い日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

（1）申請者に異動があった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合は、当該理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項の申請をしたとき 異動があった日

（2）申請者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合は、当該理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項の申請をしたとき 転入日

（3）前2号に掲げるもののほか、申請者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の申請をすることができなかつた場合で当該理由の消滅後15日以内にその申請をしたとき当該理由により当該申請をすることができなくなつた日

（条例第7条第1項の助成の方法）

規則第16条 条例第7条第1項に規定する助成の申請は、受給代表者が、様式第8号のひとり親家庭等医療費助成申請書により行わなければならない。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、その内訳が明らかであるものでなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、及び受給者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかにひとり親家庭等医療費を当該受給代表者に支払い、及び当該助成に係る事項を記録するものとする。この場合において、当該受給代表者の死亡等により受給代表者に助成することができないときは、市長が定める者に助成するものとする。

(現物給付に係る協定)

規則第17条 医療機関等は、条例第7条第2項の規定による現物給付を実施しようとするときは、あらかじめ、市長と、現物給付の条件に係る協定を締結しなければならない。ただし、審査及び支払の対象となる医療費について、市長が同条第4項の規定による委託をしている場合は、この限りでない。

(現物給付の方法)

規則第18条 条例第7条第2項の請求は、様式第9号のひとり親家庭等医療費請求書により行わなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、当該請求に係る支払の額を決定し、及び当該医療機関等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに当該医療に係るひとり親家庭等医療費を当該医療機関等に支払い、及び当該支払に係る事項を記録するものとする。

4 前3項の規定は、現物給付を実施する医療機関等が社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会（次項において「審査支払機関」という。）に請求を行う場合については、適用しない。

5 市長は、審査支払機関に対し条例第7条第2項の請求があったときは、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を当該審査支払機関に支払い、及び当該支払に係る事項を記録するものとする。

6 前項の規定による支払があったときは、当該医療機関等に対して受給者の受けた現物給付に係るひとり親家庭等医療費の支払があったものとみなす。

(条例第8条第2項の現況の届出の方法)

規則第21条 受給代表者は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）に第13条第1項各号に掲げる書類等（未届の所得の状況を証する書類がある場合にあつては当該書類を含み、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本を除く。）を添えて、毎年（第13条第1項の規定による申請をした者でその年の前年の所得を証明したものにあっては、当該申請をした年を除く。）1月1日から同月30日までの間に、これを市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給代表者が児童扶養手当受給者等であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、前項の届出を省略させることができる。

(1) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条の規定による届出を行わない場合

(2) 認定された児童扶養手当に関わりのない受給者がある場合

(3) 受給代表者、配偶者又は扶養義務者のいずれかの所得の確認ができない場合（未届の所得の状況を証する書類がある場合を含む。）

3 市長は、前2項又は第26条の規定により確認した事項を記録するものとする。

(受給者証の更新、助成停止の通知等)

規則第22条 市長は、第20条第2項の規定による届出（第19条第2号及び第6号に係るものに限る。次項及び第3項において「変更等の届出」という。）又は前条第1項の規定による届出（次項及び第3項において「現況の届出」という。）を受理した場合（前条第2項又は第26条の規定により届出を省略した場

<p>合を含む。)において、条例第4条第1項に掲げる要件に該当しないものと認めるときは受給者証を交付し、同項に掲げる要件に該当するものと認めるときは受給者の全部についてひとり親家庭等医療費の助成を停止するものとする。</p> <p>2 前項の場合における条例第4条第1項の規定の適用については、変更等の届出又は現況の届出を条例第5条第1項の規定による申請とみなす。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、相当な期間において催告してもなお当該書類等が提出されないときは、受給者の全部についてひとり親家庭等医療費の助成を停止するものとする。</p> <p>(1) 変更等の届出に係る届書又はこれに添付すべき書類等が提出されない場合 (2) 現況の届出に係る届書又はこれに添付すべき書類等が第21条第1項に定める期間中に提出されない場合</p> <p>4 市長は、第1項の規定によりひとり親家庭等医療費の助成を停止したときは様式第5号のひとり親家庭等医療費助成停止通知書により、前項の規定によりひとり親家庭等医療費の助成を停止したときは様式第11号のひとり親家庭等医療費助成停止(変更等の届出関係)通知書により当該受給者であったものに通知するものとする。</p> <p>5 前項の規定による通知を受けた者は、直ちに市長に受給者証を返還しなければならない。</p> <p>(受給資格喪失の通知)</p> <p>第23条 市長は、受給者が条例第3条に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めたときは、様式第12号のひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であったものに通知するものとする。ただし、第19条第8号括弧書又は第9号に規定するときは、この限りでない。</p> <p>2 受給者は、その資格を喪失したとき(前項ただし書に規定するときは除く。)は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。</p>			
審査基準 設定年月日	平成6年 9月26日	審査基準 最終変更年月日	令和4年 3月22日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)期間(備考に記載) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月29日	標準処理期間 最終変更年月日	令和6年 3月29日
所管部署	生涯学習部子ども支援課		
備考	標準処理期間について、以下のとおりとする。 資格認定処理期間 1か月以内 助成費決定処理期間 2か月以内(高額療養費に係る医療費については5か月以内)		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。